

3 地下水水質測定結果について

(1) 調査の概要

ア 調査の概要

水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき、概況調査及び継続監視調査を実施した。

① 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査。測定項目はカドミウム等の 28 項目。

② 継続監視調査

概況調査等により確認された汚染の継続的な監視調査。測定項目は環境基準超過項目。

イ 測定期間

① 概況調査：年 1 回（令和 2 年 8 月～令和 3 年 3 月）

② 継続監視調査：年 1 回（令和 2 年 9 月～令和 2 年 11 月）

ウ 測定地点

① 概況調査：8 市町村 8 地点

那覇市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、北大東村、南大東村

② 継続監視調査：9 市町村 11 地点

浦添市（2 地点）、沖縄市、西原町、北谷町、嘉手納町、読谷村、うるま市（2 地点）、恩納村、
宮古島市

(2) 測定結果の概要

① 概況調査（表 5）

全調査地点・測定項目において、環境基準に適合していた。

② 継続監視調査（表 6）

a 砒素（8 地点）

4 地点（浦添市屋富祖、浦添市当山、沖縄市与儀、北谷町桑江）で環境基準を超過。

過去の原因究明調査により多くの地点で自然由来の可能性が高いことが判明している。

b トリクロロエチレン（2 地点）

1 地点（嘉手納町屋良）で検出されたが、環境基準に適合していた。

c テトラクロロエチレン（2 地点）

1 地点（嘉手納町屋良）で検出されたが、環境基準に適合していた。

d 1,1,1-トリクロロエタン（2 地点）

全地点において不検出であった。

e 1,2-ジクロロエタン（1 地点）

不検出であった。

f クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）（2 地点）

全地点において不検出であった。

g ほう素（1 地点）

環境基準を超過していた（読谷村楚辺）。原因は不明。

h 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1 地点）

検出されたが環境基準に適合していた。

表6 令和2年度継続監視調査

(単位：mg/L)

市町村	地区名	項目	砒素	トリクロ エチレン	テトラクロ エチレン	1,1,1-トリクロ ロタン	塩化ビニル モノマー	1,2-ジクロ ロタン	ほう素	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素
		採水日 基準値	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	1以下	0.002 以下	0.004 以下	1以下	10以下
浦添市	屋富祖	R2.10.16	0.050	—	—	—	—	—	—	—
	当山	R2.10.16	0.035	—	—	—	—	—	—	—
沖縄市	与儀	R2.10.16	0.040	—	—	—	—	—	—	—
西原町	小那覇	R2.10.16	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—
北谷町	桑江	R2.10.19	0.032	—	—	—	—	—	—	—
嘉手納町	屋良	R2.10.19	—	0.0091	0.0010	不検出	不検出	—	—	—
読谷村	楚辺	R2.11.5	0.003	—	—	—	—	—	0.13	—
うるま市	石川	R2.10.19	0.009	—	—	—	—	—	—	—
	与那城 屋慶名	R2.10.16	0.005	—	—	—	—	—	—	—
恩納村	谷茶	R2.10.19	不検出	—	—	—	—	—	—	—
宮古島市	伊良部 仲地	R2.9.8	—	—	—	—	—	—	—	4.0

基準超過

